

産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、令和6年12月24日から令和7年1月23日まで申請書等を縦覧していることをお知らせします。

申請者	株式会社商報舎 代表取締役 佐藤 丈彦 (東京都中央区銀座八丁目15番10号)
産業廃棄物処理施設の設置場所	福島県二本松市隠里389番地 外61筆
産業廃棄物処理施設の種類	法施行令第7条第14号ハに規定する最終処分場
縦覧場所	(1) 福島県県北地方振興局県民環境部環境課 福島県福島市杉妻町2番16号 (2) 二本松市役所市民部生活環境課 福島県二本松市金色403番地1
縦覧期間	令和6年12月24日(火)から令和7年1月23日(木)まで(ただし、行政機関の休日(土・日・祝日・年末年始)を除きます。)
縦覧時間	午前9時00分から午後5時00分まで
複写等について	携帯複写機、カメラ等を持参した場合は申請書を複写等することができます。 ただし、他に縦覧される方が多数いらっしゃる場合等は、複写等を御遠慮いただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

同法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する方は、令和7年2月6日(木)まで意見書を提出することができます。

提出先	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県県北地方振興局県民環境部環境課 (電話：024-521-2722)
提出期限	令和7年2月6日(木) 午後5時
提出方法	① 提出先への持参： 提出期限内に持参してください。 ② 郵送： 提出期限内必着 ③ 電子メール： kenpoku.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp
意見書の記載事項	① 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 意見書の対象事業の名称(今回は「株式会社商報舎の産業廃棄物処理施設設置許可申請(令和6年6月10日申請)」とお書きください。) ③ 具体的な利害関係の内容 ④ 生活環境の保全上の見地からの意見 (意見書は任意様式です。)